

横須賀市報

第 1909 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例	
◇消防吏員特殊勤務手当支給条例中一部改正……………	15479
◇横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例中一部改正……………	〃
◇職員の育児休業等に関する条例中一部改正……………	15480
◇横須賀市市税条例中一部改正……………	〃
規 則	
◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正……………	〃
告 示	
◇原動機付自転車等の標識について中一部改正……………	〃
◇固定資産課税台帳に登録すべき価格等の登録について……………	〃
◇包括外部監査契約の締結について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	15481
◇収納事務の委託について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	15482
◇収納事務の委託について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	15484
◇指定納付受託者の指定について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	〃
◇公金の収納に関する事務の委託について……………	〃
◇公金の徴収に関する事務の委託について……………	〃
◇徴収事務の委託について……………	〃
◇収納事務の委託について……………	15485
◇指定納付受託者の指定について……………	〃
◇指定定期検査機関の指定について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	〃
◇公金の収納に関する事務の委託について……………	15486
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	〃
◇公金の収納に関する事務の委託について……………	〃
◇公募対象公園施設の場所の指定及び公募設置等計画の認定について……………	15487
公 告	
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇住民票の職権消除について……………	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇市民税・県民税ほか3件の督促状の公示送達……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	15488
◇横須賀市農業振興地域整備計画の変更について……………	〃
上下水道局告示	
◇公金の収納に関する事務の委託について……………	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定の更新について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃
正 誤	

条 例

消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月24日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第 4 号 (令和 7 年 3 月24日 掲 示 済)

消防吏員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する
条例

消防吏員特殊勤務手当支給条例(昭和39年横須賀市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 緊急消防援助隊手当

第10条を第11条とし、第 9 条を第10条とする。

第 8 条第 3 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急消防援助隊手当)

第 8 条 緊急消防援助隊手当は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村の消防の応援等に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 2,160 円とする。

3 第 1 項に規定する手当を支給するときは、第 2 条各号(第 6 号を除く。)に規定する手当は支給しない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月27日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第39号 (令和 7 年 3 月27日 掲 示 済)

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年横須賀市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第10項中「以下」を「第12条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第12条第 5 項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

第17条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「係るる」を「係る」に、「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第 2 項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第 3 項中「この章において」を削る。

第38条第 1 項各号列記以外の部分中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第 3 項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。
附 則
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 7 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第40号 (令和 7 年 3 月31日)  
掲 示 済

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例  
職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年横須賀市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。  
第10条第 2 項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の 2 第20項」に改める。

附 則  
この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
横須賀市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第41号 (令和 7 年 3 月31日)
掲 示 済

横須賀市市税条例の一部を改正する条例
横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。
第12条の 3 第 1 号ア中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、同号ウを削る。

第13条第 3 項中「第 2 条第15項」を「第 2 条第16項」に改める。
第23条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が0.125 リットル以下かつ最高出力が4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

- 附 則
- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第12条の 3 第 1 号の改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。
 - 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の横須賀市市税条例（以下「新条例」という。）第12条の 3（第 1 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第 1 号ア中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第78条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。
 - 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規 則

横須賀市規則第 8 号 (令和 7 年 3 月31日)
掲 示 済

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則
横須賀市市税条例施行規則（昭和46年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改める。

第 9 条第 1 項第 3 号コ中「企業等の立地及び設備投資促進条例」を「企業立地等促進条例」に改める。
第10条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第49条の 3 の規定により青色防犯灯を装備する軽自動車で、交通安全協会その他これに類するもの又は町内会、自治会その他の地域住民で組織する団体（いずれも法人及び法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものに限る。）が、専ら交通安全に関する広報宣伝又は防犯活動の用に供するもの

第10条第 4 項第 2 号中「運転免許証」の次に「又は特定免許情報（同法第95条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。）」を加える。

第22号様式甲備考に関する部分第 3 項中「第23条第 1 号ア」を「第23条第 1 号ア及びウ」に、「同号エ」を「同号オ」に改める。

第36号様式乙中「運転免許証番号」の次に「又は免許情報記録の番号」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第37号 (令和 7 年 3 月31日)
掲 示 済

令和元年横須賀市告示第 108 号（原動機付自転車等の標識について）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

令和 7 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

第 1 項備考に関する部分第 1 項中「第23条第 1 号アからウまで」を「第23条第 1 号アからエまで」に改め、同部分第 4 項中「第23条第 1 号ア」を「第23条第 1 号ア及びウ」に、「同号ウ」を「同号エ」に改め、第 2 項備考に関する部分第 1 項中「第23条第 1 号アからウまで」を「第23条第 1 号アからエまで」に改め、同部分第 4 項中「第23条第 1 号ア」を「第23条第 1 号ア及びウ」に、「同号ウ」を「同号エ」に改める。

~~~~~  
横須賀市告示第38号 (令和 7 年 4 月 1 日)  
掲 示 済

令和 7 年度の固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

~~~~~  
横須賀市告示第39号 (令和 7 年 4 月 1 日)
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 6 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 包括外部監査契約の期間の始期
令和 7 年 4 月 1 日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の合計額
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
眞 鍋 泰 治
横浜市青葉区あざみ野 2 丁目23番地15

- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払
ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。

~~~~~  
**横須賀市告示第46号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社メルベイ  
東京都港区六本木六丁目10番 1 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
ウェブサイトメルカリ S h o p を利用した物品の売払いに係る物品売払代金
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

~~~~~  
横須賀市告示第47号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12号）附則第 2 条第 1 項の規定により、同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項に規定する収納の事務を次のとおり委託しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都渋谷区南平台町 1 番10号	ル・アンジェ株式会社 代表取締役 濱 田 浩 三	病児・病後児保育センター条例第12条第 2 項に定める使用料
東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号	公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉 新 通 康	
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	池上コミュニティセンターに係るコミュニティセンター条例第13条第 1 項に定める手数料
横浜市中区日本大通33番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 石 塚 裕 之	横須賀市健康増進センターの駐車場に係る財産条例第10条第 1 項に定める使用料
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	火葬場条例第 5 条第 1 項に定める使用料及び手数料条例別表第10第 1 号ウに定める手数料
横須賀市新港町 1 番地 11	一般社団法人横須賀市医師会 会長 三 屋 公 紀	横須賀市立看護専門学校条例第 4 条に定める授業料、入学検定料、入学金及び証明書交付手数料
横浜市神奈川区西神奈	社会福祉法人青い鳥	療育相談センター条例第13条第 1 項

川一丁目 9 番地の 1	理事長 飯 田 美 紀	から第 5 項までに定める使用料及び手数料
川崎市川崎区南町 1 番地 1	カナデビア環境サービス株式会社 代表取締役 石 川 英 司	手数料条例別表第 5 第 1 項第 2 号エ及び同項第 3 号に定める手数料
福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59	日鉄環境エネルギーソリューション株式会社 代表取締役 鈴 木 章 弘	手数料条例別表第 5 第 1 項第 2 号エ（イ）及び同項第 3 号に定める手数料
東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	株式会社トラストバンク 代表取締役 川 村 憲 一	地方税法第37条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に定める寄附金（横須賀応援ふるさと納税に限る。）
東京都世田谷区玉川一丁目14番 1 号	楽天グループ株式会社 代表取締役 三木谷 浩 史	
東京都中央区日本橋二丁目14番 1 号	A N A あきんど株式会社 代表取締役 原 雄 三	
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番 11号	株式会社 J R 東日本ネットステーション 代表取締役 西 尾 寿 子	
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号	株式会社アイモバイル 代表取締役 野 口 哲 也	
東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号	株式会社さとふる 代表取締役 藤 井 宏 明	追浜公園及び夏島都市緑地に係る都市公園条例第20条第 1 項に定める使用料（同条例別表第 3 第 1 号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。）並びに夏島グラウンドに係る有料広場条例第12条第 2 項に定める使用料
横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・横浜 D e N A ベイスターズ共同事業体 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	
横須賀市平作四丁目10番 6 号	よこすかグリーンパーク共同事業体 代表者 横須賀緑化造園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓	田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、走水水源地公園、旗山崎公園、野比かがみ田緑地、光の丘水辺公園及び太田和つつじの丘に係る都市公園条例第20条第 1 項に定める使用料（同条例別表第 3 第 1 号ウの一部、エ及びキに定

		める使用料に限る。)			
横須賀市小川町11番地	パークコミュニティよこすか 代表者 一般財団法人 シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	猿島公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部に定める使用料に限る。)	横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 中 丸 幸 夫	佐島の丘第4公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。)
横須賀市小川町27番地16	株式会社トライアングル 代表取締役 鈴 木 隆 裕	猿島公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号エに定める使用料に限る。)	東京都豊島区長崎五丁目1番34号	横須賀公園墓地管理グループ 代表者 西武造園株式会社 取締役 大 嶋 聡	公園墓地条例第21条第3項及び第32条第3項(第35条において準用する場合を含む。))に定める手数料並びに同条例第37条第1項に定める休憩室使用料及び休憩室附属設備使用料
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	不入斗公園、はまゆう公園(駐車場を除く。)、衣笠公園、根岸公園、大津公園、佐原2丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料(同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。)	横浜市中区長者町八丁目134番地	株式会社リスコム 代表取締役 瀧 澤 聡	横須賀港港湾施設使用条例第6条に定める使用料
			横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 中 丸 幸 夫	久留和海岸駐車場に係る横須賀市漁港管理条例第12条第1項に定める使用料
2 委託の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ~~~~~					
横須賀市告示第48号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。 令和7年4月10日 横須賀市長 上 地 克 明					
1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 (1) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 (2) ユーシーカード株式会社 東京都港区台場二丁目3番2号					
2 指定納付受託者の指定をした日 令和7年4月1日					
3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 市民税及び県民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、固定資産税、軽自動車税、都市計画税並びに地方税の延滞金(納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるものに限る。)					
4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間 令和7年4月1日から令和7年5月31日まで ~~~~~					
横須賀市告示第49号 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定により、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項に規定する収納の事務を次のとおり委託しました。 令和7年4月10日 横須賀市長 上 地 克 明					
1 受託者の住所・氏名等					
住 所	氏 名	収納事務	委託の期間		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		令和7年4月1日から		

東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	地方税法第 1 条第14号に定める延滞金並びに同法第 4 条第 2 項第 1 号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第 5 条第 2 項第 1 号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第 2 号に定める固定資産税、同項第 3 号に定める軽自動車税及び同条第 6 項第 1 号に定める都市計画税のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの	令和 8 年 3 月31日まで	421 番地		同	
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同
東京都品川区大崎一丁目11番 2 号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信		同	東京都港区港南一丁目 8 番 27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀 正 泰		令和 7 年 4 月 1 日から同年 5 月31日まで
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同
東京都港区芝浦三丁目 1 番 21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細 見 研 介		同	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号	L I N E P a y 株式会社 代表取締役 前 田 貴 司		同
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同
東京都千代田区岩本町三丁目10番 1 号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩		同	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	P a y P a y 株式会社 代表取締役 中 山 一 郎		同
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		同
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕		同	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		同	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号	株式会社 N T T ドコモ ウォレットサービス部長 田 原 務		同
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポプラ 代表取締役 岡 田 礼 信		同	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		同
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	同	同	東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	同	同
北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭		同	東京都千代田区飯田橋三丁	K D D I 株式会社 パートナービジネス推進部長		同

目10番10号	櫻 井 哲	納付されるもの	
東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社N T T データ 代表取締役 佐々木 裕		
東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	株式会社みずほ銀行 決済ビジネス推進部長 浅 野 康 之		同

横須賀市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 C X D ネクスト
東京都渋谷区初台一丁目46番 3 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
コミュニティセンターの使用料
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
行政センターで取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
民生局地域支援部窓口サービス課及び市民サービスセンター中央店で取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可

- 申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）別表第 3 第 1 項第 1 号に定める手数料（戸籍法（昭和22年法律第 224 号）第 120 条第 1 項の規定に基づく交付に係るものに限る。）及び同表第 2 項第 2 号に定める手数料（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第 5 項の規定に基づく交付に係るものに限る。）並びに印鑑条例（昭和52年横須賀市条例第 3 号）第 6 条第 4 項に定める証明手数料であって、市長が別に定める場所における交付に係るもの

- 5 委託の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託しました。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般社団法人横須賀市医師会
横須賀市新港町 1 番地11
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務の委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入等
救急医療センター条例（昭和52年横須賀市条例第15号）第 10条第 2 項第 3 号に定める手数料
- 5 委託の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第55号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第19号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定により、同法附則第 7 条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第33条の 2 に規定する徴収の事務を次のとおり委託しました。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都千代田区平	公益社団法人地域医	横須賀市病院事業条例第 10条第 2 項、第 3 項及び第 5 項並びに第11条第 2

河町二丁目 6 番 3 号	療振興協会 理事長 吉 新 通 康	項に定める使用料及び手数料（使用料については、横須賀市立市民病院に係る平成21年度分までのものに限る。）
---------------	-------------------------	--

2 委託の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第56号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第19号）附則第 2 条第 3 項の規定により、同法附則第 8 条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第80条の 2 の規定による収納の事務を次のとおり委託しました。

令和 7 年 4 月10日
横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	国民健康保険法第 76 条第 1 項に定める保険料（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるもの
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都品川区大崎一丁目11番 2 号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信	
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都港区芝浦三丁目 1 番21号	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細 見 研 介	
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
東京都千代田区岩本町三丁目10番 1 号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩	
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕	
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕	
広島県広島市安佐北区	株式会社ポブラ 代表取締役	

安佐町大字久地 665 番地の 1	岡 田 礼 信
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕
北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 421 番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社 N T T データ 代表取締役 佐々木 裕
東京都港区港南一丁目 8 番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 古佐賀 正 泰

2 委託の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）別表第 5 第 1 項第 2 号イ及びウに規定する手数料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第58号

計量法（平成 4 年法律第51号）第20条第 1 項の規定により、指定定期検査機関を次のとおり指定しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地	指定期間
令和 7 年 3 月13日	公益社団法人神奈川県計量協会	横浜市神奈川区 浦島丘 4	令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月31日 まで

横須賀市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
 - スルガカード株式会社
東京都中央区日本橋室町一丁目 7 番 1 号
 - 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
 - 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番 1 号

- (4) 株式会社D G フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
- (5) 株式会社 J R 東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号
- (6) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
- (7) P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- (8) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
- (9) アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
横須賀応援ふさと納税（インターネットによる公金支払
の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

~~~~~

**横須賀市告示第60号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規  
定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関  
する事務を委託しました。  
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
アマゾンジャパン合同会社  
東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をし  
た日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に  
係る歳入等  
地方税法（昭和25年法律第 226 号）第37条の 2 第 1 項第 1  
号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に定める寄附金（横須賀応  
援ふさと納税に限る。）
- 5 委託の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

~~~~~

横須賀市告示第61号
道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次
のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年 4 月10日か
らその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の
日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
2,978	旧	長沢 1 丁目1000番の 6 地先から 長沢 1 丁目1000番の 1 地先まで		メートル 1.8 ～ 1.9	メートル 38.9
	新	長沢 1 丁目1000番の 4 地先から 長沢 1 丁目1000番の 1 地先まで		2.9	38.9
4,044	旧	長坂 4 丁目1572番の 2 地先から 長坂 4 丁目1597番の イ地先まで		1.9	66.0
	新	長坂 4 丁目1572番の 1 地先から 長坂 4 丁目1597番の イ地先まで		2.9 ～ 3.5	66.0
6,826	旧	久比里 2 丁目 423 番の30地先から 久比里 2 丁目 416 番の 2 地先まで		4.1 ～ 5.8	14.8
	新	久比里 2 丁目 415 番の 9 地先から 久比里 2 丁目 416 番の 2 地先まで		4.1 ～ 5.7	14.8

~~~~~

**横須賀市告示第62号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項  
の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
アマノ株式会社  
横浜市港北区大豆戸町 275 番地

2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 7 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
追浜公園駐車場、追浜公園臨時駐車場及び不入斗公園第 1  
駐車場に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）  
第20条第 1 項に定める使用料（同条例別表第 3 第 1 号キに定  
める使用料に限る。）

4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

~~~~~

横須賀市告示第63号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規

定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関
する事務を委託しました。
令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
よこすかパークプールパートナーズ
代表者 新生ビルテクノ株式会社
東京都文京区千駄木 3 丁目50番13号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をし
た日
令和 7 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に
係る歳入等
根岸公園、長沢村岡公園及び馬堀海岸公園の水泳プールに
係る都市公園条例（昭和34年法律第18号）第20条第 1 項に定
める使用料（同条例別表第 3 第 1 号ウの一部、オ及びキに定
める使用料に限る。）

5 委託の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

~~~~~



横須賀市告示第64号 (令和 7 年 4 月10日)  
掲 示 済

都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公募対象公園施設の場所を指定し、当該公募設置等計画が適当である旨を認定しました。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 公募設置等計画の対象となる都市公園
- (1) 名称 三笠公園
- (2) 位置 横須賀市稲岡町82番14
- 2 認定計画提出者
- 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号
- 大和リース株式会社
- 代表取締役 北 哲 弥
- 3 認定をした日
- 令和 7 年 3 月28日
- 4 認定の有効期間
- 令和 8 年 7 月 1 日から令和28年 6 月30日まで
- 5 指定した公募対象公園施設の場所
- 別図のとおり
- (別図略)

公 告

横須賀市公告第64号 (令和 7 年 3 月28日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第65号 (令和 7 年 3 月28日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第66号 (令和 7 年 3 月28日)  
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25

年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 税 目                         | 備 考   |
|---------|-----------------------------|-------|
| 令和 6 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税 | 定期賦課分 |

(別紙略)

横須賀市公告第67号 (令和 7 年 3 月28日)  
掲 示 済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292 号）第12条第 4 項後段の規定により公告します。

令和 7 年 3 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第68号 (令和 7 年 3 月28日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第69号 (令和 7 年 3 月28日)  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 3 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第70号 (令和 7 年 3 月28日)  
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月28日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号   | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号   | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名            |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|
| 令和 6 年11月29日<br>令 6 開第 9 号 | 令和 7 年 3 月18日<br>令 6 第24号 | 横須賀市芦名 2 丁目2566番 5 ほか<br>1 筆   | 横須賀市芦名二丁目 8 番17号<br>社会福祉法人みなと舎<br>理事長 森 下 浩 明 |

横須賀市公告第71号 (令和 7 年 4 月 1 日)  
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | 発 付 年 月 日 |
|-----|-----|-----|-----------|
|-----|-----|-----|-----------|

|         |                                       |         |                                 |
|---------|---------------------------------------|---------|---------------------------------|
| 令和 5 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>(普通徴収)              | 第 2 期 分 | 令和 7 年 2 月14日                   |
|         |                                       | 第 3 期 分 | 令和 7 年 2 月14日                   |
|         |                                       | 第 4 期 分 | 令和 7 年 2 月14日                   |
|         |                                       | 7 月随時分  | 令和 7 年 2 月14日                   |
| 令和 6 年度 | 市 民 税<br>県 民 税<br>(普通徴収)              | 1 月随時分  | 令和 7 年 2 月27日                   |
|         |                                       | 第 1 期 分 | 令和 6 年 7 月30日                   |
|         | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税<br>(普通徴収) | 第 2 期 分 | 令和 6 年 9 月30日                   |
|         |                                       | 第 3 期 分 | 令和 6 年11月28日                    |
|         |                                       | 第 4 期 分 | 令和 7 年 2 月27日                   |
|         |                                       | 7 月随時分  | 令和 6 年 8 月29日                   |
|         |                                       | 11月随時分  | 令和 6 年12月24日                    |
|         |                                       | 12月随時分  | 令和 7 年 1 月30日                   |
|         | 市 民 税<br>県 民 税<br>森 林 環 境 税<br>(特別徴収) | 12 月 分  | 令和 7 年 2 月 6 日                  |
|         |                                       |         |                                 |
|         | 固 定 資 産 税<br>都 市 計 画 税                | 第 2 期 分 | 令和 6 年 8 月29日                   |
|         |                                       | 第 3 期 分 | 令和 7 年 1 月30日<br>令和 7 年 3 月 5 日 |
|         |                                       | 第 4 期 分 | 令和 7 年 3 月 5 日                  |

(別紙略)

横須賀市公告第76号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横浜 横須賀 90-39

横須賀市公告第77号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第

8 条の規定により定めた横須賀農業振興地域整備計画を変更したので、同法第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告します。

その関係書類は、横須賀市経済部農水産業振興課において縦覧に供します。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第33条の 2 において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に収納に関する事務を委託しました。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
株式会社電算システム  
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等  
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第14条第 1 項に規定する使用料
- 5 委託の期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市上下水道局告示第14号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地              | 指定年月日            | 有効期限            |
|------|------------|---------|--------------------|------------------|-----------------|
| 681  | 日本公害技研株式会社 | 木 村 広 文 | 東京都中野区江古田四丁目29番15号 | 令和 7 年<br>3 月21日 | 令和12年<br>3 月20日 |

横須賀市上下水道局告示第15号

水道法（昭和32年法律第 177 号）第25条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者の指定を更新

しました。

令和 7 年 4 月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地           | 更新された指定の有効期間                      |
|------|------------|---------|-----------------|-----------------------------------|
| 563  | 株式会社三春商会   | 益 子 陽 一 | 横須賀市森崎一丁目18番24号 | 令和 7 年 3 月16日から<br>令和12年 3 月15日まで |

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 4 号（令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済）

令和 7 年第 4 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和 7 年 4 月 1 日

横須賀市農業委員会

会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和 7 年 4 月10日午後 3 時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
- 3 会議に付議すべき事項  
(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用

- 集積等促進計画について
- (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について
  - (4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について
  - (5) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の事業計画変更について
  - (6) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
  - (7) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について

正 誤

令和 7 年 3 月25日付け横須賀市報第1908号 15475 ページ横須賀市公告第63号中「雙葉薫」は「雙田薫」の誤り